

2021年2月14日

## 特定処遇改善手当について

### 1. 特定処遇改善手当について

いわてひだまり農園は厚労省の定める下記の条件を満たし2019年10月1日より「特定処遇改善加算Ⅱ」の認可を受けました。それに伴い、制度上定められている「職員分類」と「職員分類根拠」、それを基に設定する「賃金改善取組」について、下記の通り定め10月31日支給給与より施行します。

#### 取得条件

- 条件① 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでのいずれかを取得している。
- 条件② 現行の処遇改善加算取得に求められる職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- 条件③ ホームページなどで事業所において処遇改善加算の取組状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を公表する予定。
- 条件④ 月額8万円の賃金改善となる者を設定し、その基準と根拠を定める。  
※「経験・技能のある障がい福祉人材」のグループを設定する。

#### 職員分類

##### 「経験・技能のある障がい福祉人材」

- グループ A-1 研修等で専門的な技能を身につけたもの。  
他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が10年を超えるものであって、法人の運営、事業展開において特に必要な技能と認めるものを身につけたもの。
- グループ A-2 研修等で専門的な技能を身につけたもの。  
他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が10年を超えるもの。
- グループ A-3 研修等で専門的な技能を身につけたもの  
他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が5年以上10年未満・

##### 「他の障がい福祉人材」

- グループ B-1 他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が7年を超えるもの。  
他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が5年を超えるものであって、主任以上の職位に就くもの。
- グループ B-2 他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が5年を超えるもの。

他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が1年を超えるものであって、主任以上の職位に就くもの。

グループ B-3 他の法人を含め、障がい福祉での勤続年数が1年を超えるもの

障害福祉サービスで必要な専門的な技能と認めるもの

- ・強度行動障害支援者養成研修修了者
- ・失語症者向け意思疎通支援者養成研修修了者
- ・サービス管理責任者研修修了者
- ・児童発達支援管理責任者研修修了者
- ・サービス提供責任者研修修了者
- ・職場適応援助者（ジョブコーチ）養成研修修了者

法人の運営、事業展開において特に必要な技能と認めるもの

- ・精神保健福祉士
- ・社会福祉士
- ・公認心理士

賃金改善取組

「経験・技能のある障がい福祉人材」

- グループ A-1 80,000円 特定処遇改善手当として毎月支給
- グループ A-2 40,000円 特定処遇改善手当として毎月支給
- グループ A-3 20,000円 特定処遇改善手当として毎月支給

「他の障がい福祉人材」

- グループ B-1 20,000円 特定処遇改善手当として毎月支給
- グループ B-2 10,000円 特定処遇改善手当として毎月支給
- グループ B-3 5,000円 特定処遇改善手当として毎月支給

国として福祉に携わる職員の処遇を改善するために新設された加算であり、法人としては基準を満たすための取組と、職員への周知が義務付けられております。本件の主旨をご理解頂き、障がい福祉における継続的な勤務や、キャリアアップのための資格取得など、参考にいただければと思います。

また、この内規については国の定める制度を基に法人の裁量で大枠を定めることができるとなっております。制度の改正や法人内での内規見直しにより改定が必要な際は、都度職員へ報告し、理解を求めるものとします。